

須高地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 須坂市、小布施町、高山村は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、須高地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、支援体制の整備を図ることを目的として須高地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(会務)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に関する事項
- (2) 個別事例に関する協議と調整に関する事項
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 相談支援事業の運営評価に関する事項
- (5) 市町村障害福祉計画等に関する事項
- (6) その他、須高地域の障がい福祉の向上のため必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる団体、またはそれに属する者等（以下「構成員」という）で組織する

- (1) 障害者総合支援法の規定に基づく相談支援事業者及び障害者福祉サービス事業者
- (2) 医療・教育・福祉・保健関係者
- (3) 企業・経済団体・雇用関係機関
- (4) 障がい者関係団体
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関
- (7) その他関係者

(会員の報酬等)

第4条 会員の報酬は、無報酬とし、旅費は支給しないものとする。

(役員)

第5条 協議会には、会長1名及び副会長3名をおき、市町村の委員の互選によって定める。

2 会長に事故あるときは、会長の指名する副会長が職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、全体会、運営委員会、幹事会、専門部会、ワーキンググループとする。

(全体会)

第7条 全体会は、会長が招集、主宰し、協議会の意思決定の場とする。

- 2 全体会は、第3条に定める団体等の代表者等で組織する。
- 3 会長は、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 全体会は、その会議又は専門部会、ワーキンググループに付した事項について協議する。

(運営委員会)

第8条 協議会の円滑な運営のため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、第3条に定める会員の中から障がい福祉担当課長を中心に構成する。
- 3 運営委員会は、協議会の運営、全体会の調整、協議事項の進捗管理等を行う。

(幹事会)

第9条 運営委員会の円滑な運営のため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、市町村障がい福祉担当係長及び関係行政機関を中心に構成する。
- 3 幹事会は、運営委員会の運営、協議会に必要な県や市町村間の連絡調整、その他必要な事項の検討を行う。

(専門部会)

第10条 協議会には、専門的な事項等を調査、研究及び検討するために専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会長及び若干の部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、部会員の互選によって定め、任期は1年とし再任は妨げない。
- 4 専門部会は、部会長が必要に応じて召集し主宰する。

(ワーキンググループ)

第11条 協議会には、障がい福祉の推進のため、必要に応じて部会に属さない事項等について調査、研究等を行うワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、協議会の運営を受託した相談支援事業者とし、協議会の庶務を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 協議会の参加者は、会議を通して知り得た個人情報については、個人の権利利益を保護するためには必要な措置を講ずるとともに、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、須坂市、小布施町、高山村及び運営委員会が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月24日から施行する。

平成20年8月25日 一部改正

平成25年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

平成30年5月7日 一部改正

令和4年4月27日 一部改正